## 窒素酸化物の排出基準について

- 1. 表の規模の欄の数字は、施設を定格能力で使用する時の湿り排出ガス量(万 m³N/h)を示す。
- 2. 排出基準と照合する窒素酸化物の濃度
  - (a)  $C = C_S \times (21 O_n) \div (21 O_s) \times 1/4$

ガラス製造用溶融炉のうち、専ら酸素を用いて燃焼するものに適用

(b) C = Cs

表の On の欄が Os とされている施設に適用

- (c)  $C = C_S \times (21 O_n) \div (21 O_s)$ 
  - (a)(b) 以外の施設に適用
- C:窒素酸化物の濃度[cm³/m³N]
- Cs:窒素酸化物の実測濃度[cm³/m³N]

日本工業規格 K0104 に定める方法により測定された濃度を 0°C、1 気圧中の濃度に換算したもの

On:標準酸素濃度[%]

表の施設毎の値

Os: 排出ガス中の酸素濃度[%]

ただし、Os が 20%を超えるときは、20%とする。

- 3. 適用除外施設
  - (a) 表に記載されていない施設
  - (b) 熱源として電気を使用する施設
  - (c) 金属溶解炉(令別表第1の5の項)のうちキュポラ
  - (d) 表に記載されている施設のうち、排出基準値が記載されていない欄に該当する施設 及び備考で適用猶予とされている施設
  - (e) 下記の条件をすべて満足するボイラー
    - 昭和52年9月9日以前に設置されたボイラーであること
  - ・ 過負荷燃焼型(炉筒煙管式又は水管式であって燃焼室負荷が 2,093,025kJ/m³h(=50 万 kcal/m³h)以上)であることただし、燃焼室熱負荷=燃料の低位発熱量÷燃焼室容積(m³)
    - ・ 液体燃焼(気体混焼を含む)ボイラーであること
    - 定格排出ガス量(湿りガス)が 5,000m³N/h 未満であること
  - (f) 小型ボイラー(伝熱面積 10m²未満であって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上)のうち下記のいずれかに該当するもの
    - 設置年月日が昭和60年9月9日以前であるもの
  - ・ ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又は A 重油をいう。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるもの

これらのうち、(d)~(f)の施設については、排出基準を「当分の間、適用しない」とされている施設。